

保育園では原則として与薬はできません。医師の診察によりやむをえず服用しなければならない時には下記の事項をよく読んで「与薬依頼書」にご記入の上お申し出ください。

## 「保育園とくすり」について

保護者の方へ

岡山市 保健福祉局  
子育て勤労部保育課

1. お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えて頂くのですが、登園できないときは保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合万全を期すために、「くすり依頼書」に必要な事項を記入していただき、くすりに添付して下さい。
2. 医師の診察を受けるとき、保育園では原則としてくすりの服用ができないことをお伝えください。
3. 持参するくすりについて
  - ①くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
  - ②保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園では対応できません。
  - ③坐薬の使用は原則行いません。
  - ④くすりの使用が「熱が高いとき・咳がでるとき・発作が起こったとき」などのように症状の判断を必要とする場合は、与薬する前に保護者の方に連絡することになりますのでご了承ください。

### ※注

- ①医師が処方したくすりには必ず「与薬依頼書」を添付してください。
  - ②慢性の病気などで「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
  - ③服用するくすりは1回分に分けて持参してください。  
(塗り薬に関しては継続してお預かりしますが、1か月単位で薬を確認して、再度薬と「薬服用(使用)依頼書」を出しなおしてください。)
  - ④薬や容器には、お子さんの名前を記入してください。
1. 「与薬依頼書」について
    - ①全ての欄がきちんと記入されていないと、対応できませんのでご了承ください。
    - ②「与薬依頼書」は、原則として担任もしくは検診当番に手渡してください。

妹尾保育園長様		令和 年 月 日		
<b>薬服用依頼書</b>				
保護者記入	保護者名			
	園児名	組 ( 歳 ヶ月)		
	病(医院)	処方日 月 日		
	病名(症状)			
	上記のため、服用するよう指示されましたので飲ませてください。			
	薬の剤型	粉・顆粒・シロップ・その他		
	薬の数	種類	飲ませ方	混ぜてよい・混ぜない
	朝の検温	時	分	度
	使用時間	食前・食後・その他 時・時		
	保育者記入	<b>確認書</b>		
保護者様				
受領者 _____				
投与者 _____				
依頼された薬は上記の通り飲ませました。				
投与時の様子(気付いたことがあれば記入)				

※ ・全ての欄がきちんと記入されていないと対応できませんので  
ご了承ください。

・薬の袋や容器に名前を書いて、この用紙と一緒に保育士に  
手渡してください。

妹尾保育園長様		令和 年 月 日		
<b>塗り薬使用依頼書</b>				
保護者記入	保護者名			
	園児名	組 ( 歳 ヶ月)		
	病(医院)	処方日 月 日		
	依頼日	月 日 ~ 月 日		
	病名(症状)			
	上記のため、必要に応じて使用するよう指示されましたので塗布してください。			
	必要時の状況			
	保育者記入	<b>確認書</b>		
		保護者様		
		受領者名 _____		
投与者名 _____				
依頼された薬は上記の通り塗りました。				
塗布時の様子(気付いたことがあれば記入)				

※ ・全ての欄がきちんと記入されていないと対応できませんので  
ご了承ください。

・薬の袋や容器に名前を書いて、この用紙と一緒に保育士に  
手渡してください。